

第 8 4 号案件について

1 . 企業の現状等

A 社（繊維製品製造業、資本金約 8 , 0 0 0 万円、売上高約 4 0 億円、従業員 5 5 名）は、廉価な海外製品との競合や海外現地法人への投資失敗もあり、現状売上はピーク時の半分以下まで激減、借入過多となり実質債務超過の状態にある。資金繰りも厳しく、今後の経営の抜本的改善を図りたいとして、協議会への相談となった。

協議会としては、経営者の再生に向けた強い熱意や A 社の優れた技術力等を勘案し、平成 1 5 年 1 1 月に常駐専門家と中小企業診断士による個別支援チームを立ち上げ、再生計画策定支援を行った。

2 . 再生計画の概要

商品企画部門、資材調達部門、海外工場での生産部門の連携を強め、一貫した工程管理を徹底することにより、一層のコスト低減を図る。

メインバンクと主要取引先から財務面と営業面の経営人材を迎え入れることにより、経営面での再構築及び営業体制の強化を図り、収益が確保できる事業体質へと転換させる。

在庫や遊休不動産の売却処分により、借入債務の圧縮を図る。

既存借入金のリスケジュールにより資金繰りの安定を図る

これらの計画実施により、今後 5 年以内を目処に実質債務超過を解消させ、経営の安定化を図る。

3 . 協議会の果たした役割

協議会としては、A 社の現状と問題点を洗い出し、収益性の改善、売上の増加や経費の削減に向け、具体的かつ実行可能な事業計画をまとめた。

この結果、メインバンク、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫による既存借入金のリスケジュール並びに商工組合中央金庫による事業継続に必要な運転資金枠の継続支援が得られた。

4 . 効果

直接的効果として A 社の雇用確保が図られるとともに、間接的効果として技術力に優れた地域企業の事業継続が図られた。